

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十七号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に、「百分の四」を「百分の三・五」に改め、「乗じて得た額」の下に「（その額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表第二中「主任又は副主任の技師又は監理を交雑とする業務を行う」を「副主任の」に、「主任又は副主任」を「主任」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第二の規定は、平成二十二年四月一日以降に新たに採用されることとなった職員及び次項から第五項までの規定により職務の級及び号給の切替えが行われた職員について適用し、これら以外の職員については、なお従前の例による。

（職務の級及び号給の切替え）

- 3 知事が別に定める職員で次の各号に掲げるものの平成二十二年四月一日（以下「切替日」という。）における職務の級及び号給は、当該各号に定める職務の級及び号給とする。

一 切替日の前日における職務の級及び号給（以下「旧級号給」という。）が附則別表のイの表の旧級号給の欄に掲げられている職務の級及び号給で

ある職員 同日においてその者が受けていた職務の級及び号給に対応する同表の対応級号給の欄に定める職務の級及び号給

二 旧級号給が五級六十九号給である職員で平成十八年三月三十一日における職務の級及び号給が附則別表のロの表の旧級号給の欄に掲げられている職務の級及び号給であるもの 同日においてその者が受けていた職務の級及び号給に対応する同表の対応級号給の欄に定める職務の級及び号給

4 前項の規定による切替後の職務の級が四級である職員のうち切替日に主任の職にある者の切替後の職務の級は、同項の規定にかかわらず、五級とする。この場合におけるその者の号給は、主任となった時期及び他の職員との権衡を考慮し、知事が別に定める。

5 切替日後に新たに第三項の知事が別に定める職員となった者又は当該職員でなくなった者の職務の級及び号給は、知事が別に定める。

(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)

6 第三項の規定による切替えが行われた職員(以下「切替職員」という。)には、給料月額のほか、当該給料月額と切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年佐賀県規則第五十七号。以下「平成十八年改正規則」という。)) 附則第四項により一般職員の例によるものとされる佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号。以下「平成十七年改正条例」という。)) 附則第七条第一項に規定する差額に相当する額を含む。以下「切替前日給料月額」という。)との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「経過措置額」という。)を給料として支給する。

一 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の百

- 二 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の七十
- 五
- 三 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 百分の二十
- 五
- 7 切替職員で、給料月額及び経過措置額の合計額が切替前日給料月額に百分の九十三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）に達しないこととなるものには、給料月額及び経過措置額の合計額のほか、当該合計額と切替前日給料月額に百分の九十三を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給する。
（平成二十七年四月一日以後の取扱い）
- 8 知事が別に定める職員で、平成二十七年四月一日において六十歳を超えているものの同日における職務の級及び号給は、切替日において第三項の規定による切替えが行われ、その後の勤務成績に応じ昇格及び昇給の規定を適用した場合に同年四月一日に受けることとなる職務の級及び号給とする。
- 9 前項の規定により平成二十七年四月一日に受けることとなる職務の級及び号給に対応する給料月額が同年三月三十一日に受けていた給料月額（平成十八年改正規則附則第四項により一般職員の例によるものとされる平成十七年改正条例附則第七条第一項に規定する差額に相当する額を含む。以下「平成二十七年三月給料月額」という。）に百分の九十三を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、給料月額と平成二十七年三月給料月額に百分の九十三を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給する。

（補則）

- 10 第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な

事項は、知事が別に定める。

附則別表（附則第3項関係）

イ 職務の級及び号給の切替表

旧級号給		対応級号給	
職務の級	号給	職務の級	号給
4 級	27	3 級	51
	28		52
	29		53
	30		54
	31		55
	32		56
	33		57
	34		58
	35		59
	36		60
	37		61
	38		62
	39		63
40	64		
	21		38
	22		39
	23		40
	24		41
	25		42
	26		43
	27		44

5 級	28	4 級	45
	29		46
	30		47
	31		48
	32		49
	33		50
	34		51
	35		52
	36		53
	37		54
	38		55
	39		56
	40		57
	41		58
	42		59
	43		60
	44		61
	64		81
	65		82
	66		83
67	84		
68	85		

ロ 職務の級及び号給の切替表（旧級号給が5級69号給である職員）

旧級号給		対応級号給	
平成18年3月31日における職務の級	平成18年3月31日における号給	職務の級	号給
6級	18	4級	86
	19		87
	20		91
	21		95
	22		99